



茅ヶ崎市
CHIGASAKI CITY

笑顔と活力にあふれ
みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎



受益者負担適正化の基準 (素案)

令和〇年〇〇月



目 次

| | | |
|-------------------------|--|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 第1章 基本方針及び対象について | | |
| 1 | 受益者負担の適正化に向けた基本方針 | 2 |
| | （1）受益者負担の原則 | 2 |
| | （2）受益者負担と公費負担の負担割合の設定 | 2 |
| | （3）算定方法の明確化 | 2 |
| | （4）使用料等及び手数料の検証と見直し | 3 |
| | （5）激変緩和措置の適用 | 3 |
| 2 | 対象について | 4 |
| | （1）使用料等 | 4 |
| | （2）手数料 | 4 |
| 第2章 使用料等について | | |
| 1 | 施設別負担割合について | 5 |
| 2 | 算定方法について | 7 |
| | （1）算定方法 | 7 |
| | （2）原価算定方法 | 7 |
| | （3）消費税及び端数処理について | 8 |
| | （4）公の施設のランニングコストに算入する経費 | 9 |
| 3 | 留意事項について | 10 |
| | （1）曜日・時間帯別の料金設定 | 10 |
| | （2）近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡 | 10 |
| | （3）市民以外が利用する場合の料金設定について | 10 |
| | （4）商用利用の場合の料金設定 | 10 |
| | （5）その他 | 10 |
| | 参考（算定方法の例） | 11 |
| | ① 専用利用（会議室等の一定区画を一定時間専用して利用する場合） | 11 |
| | ② 個人利用（一定区画を専用せず個人で利用する場合） | 11 |

第3章 手数料について

| | |
|------------------------|----|
| 1 負担割合について..... | 12 |
| 2 算定方法について..... | 13 |
| (1) 算定方法..... | 13 |
| (2) 原価算定方法..... | 13 |
| (3) 消費税及び端数処理について..... | 13 |
| (4) 事務提供経費に算入する経費..... | 14 |
| 参考（算定方法の例）..... | 14 |
| 3 留意事項について..... | 15 |

第4章 減額免除について

| | |
|----------------------|----|
| 1 使用料等の減額免除について..... | 16 |
| 2 手数料の減額免除について..... | 17 |

1 はじめに

本市における公の施設¹の使用料²及び利用料金³（以下「使用料等」という。）並びに手数料⁴は、地方自治法に基づき、条例で額を定め、公の施設の利用や証明書の交付などの行政サービスを受ける方にご負担いただいております。

現在、人件費や物価が高騰傾向にあり、行政サービスの提供に係るコストは年々上昇し、併せて光熱水費の上昇も公の施設における管理運営コスト増大の原因となっています。

現在の使用料等及び手数料は、近隣自治体における水準との比較や本市の類似施設との均衡などを主な理由として設定されたものが多く、コストの上昇を反映することなく、現在まで据え置かれたものも数多くあります。また、これまで本市では受益者負担の適正化に向けた取組を行政改革の重要事項として位置付け、様々な議論と検討を重ねてきましたが、基準の策定には至りませんでした。

そのため、適正な使用料等及び手数料とするため、行政サービスの提供に要する経費を明らかにし、これらを利用する方にご負担いただく「受益者負担」と利用されない方の負担も含めた「公費負担」の割合や、使用料等及び手数料の「算定方法」を明確にすることが重要です。

この「受益者負担適正化の基準」は、行政サービスを利用する方（受益者）、利用しない方双方の理解が得られるよう、適正な使用料等及び手数料に見直すことで受益者負担の適正化を図るとともに、すべての方が利用できる、利用したいと思う魅力あるサービスの提供に努めるための指針です。本基準に基づく適正な使用料等及び手数料とすることで、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

また、現在公の施設ごとに設定されている使用料等及び手数料の減額免除は、受益者負担の公平性・公正性を確保するための特例的措置等による適用を限定した上で、平成 29 年 2 月に策定した「使用料等の減額免除の見直しについて」を本基準に統合し、一体として受益者負担の適正化を図ります。

1 公の施設

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（地方自治法第 244 条）

2 使用料

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。（地方自治法第 225 条）

本来の目的とは異なる形で公の施設を使用する際の料金（目的外使用料金）については、本基準の対象外とします。

3 利用料金

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）

4 手数料

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。（地方自治法第 227 条）

第1章 基本方針及び対象について

1 受益者負担の適正化に向けた基本方針

(1) 受益者負担の原則

受益者負担とは、公の施設や証明書交付等の行政サービスを利用する方と、利用しない方との負担を公平なものとするため、受益者にそのサービスの対価として、応分の負担をしていただくことです。

受益者から見ると、使用料等及び手数料は安価であればあるほど喜ばしいものですが、使用料等及び手数料が、そのサービスの提供に要する費用を下回る場合の不足分については、公費（税金等）で賄うこととなるため、そのサービスを受けない方に対しても、費用の負担をお願いすることとなり、最終的には市民皆様の負担となります。

そのため、公の施設や証明書交付等の行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平化を図るため、受益者負担の原則に基づき、使用料等及び手数料の見直し（設定）を行うこととします。

(2) 受益者負担と公費負担の負担割合の設定

本市は、市民全体の福祉を増進するために、様々な行政サービスを提供しています。

道路や公園などのように日常生活に必要不可欠な施設や戸籍等の住民情報に係る各種証明書の発行など、民間では提供されにくいサービスだけでなく、自動車駐車場などのように民間においても提供されている類似のサービスもあります。

このため、行政サービスの使用料等及び手数料の見直し（設定）を行う際には、それぞれのサービスの内容を分類し、分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定することで、使用料等及び手数料の見直し（設定）を行うこととします。

(3) 算定方法の明確化

受益者負担の適正化を図る上では、使用料等及び手数料の算定方法について明確にする必要があります。

公の施設や証明書交付等の行政サービスに係る費用については、建物建設費、土地購入費及びシステム導入費などの整備に要する初期費用（以下「イニシャルコスト」という。）と、従事する職員の人件費、光熱水費、小規模修繕などの管理運営費（以下「ランニングコスト」という。）や事務提供経費があり、これらの費用のすべてを賄うことを前提として、使用料等及び手数料を設定することが望まれます。

しかし、行政サービスは市民全体の「福祉を増進する目的」で本市が提供し、その恩恵はすべての市民が受けられるものであることから、イニシャルコストは使用料等及び手数料原価への算入の対象としないこと（公費負担）とし、ランニングコストのみを受益者負担の対象として使用料等及び手数料原価への算入対象とすることで、使用料等及び手数料の見直し（設定）を行うこととします。

(4) 使用料等及び手数料の検証と見直し

行政サービスを取り巻く環境は刻々と変化しています。適正な受益と負担の公平性を確保するためには、物価変動や税制改正を含めた社会経済情勢などを踏まえたランニングコストや手数料原価の変化を的確に把握し、使用料等及び手数料へ適切に反映する必要があります。

そのため、本基準策定後にすべての行政サービスにおける使用料等及び手数料を見直すこととします。ただし、指定管理者制度導入施設においては、指定管理期間の更新に合わせて使用料等の見直しを実施することとします。

本基準に基づく使用料等及び手数料の見直し後、5年ごとに本基準に係る検証を実施し、検証を踏まえた上で必要に応じて使用料等及び手数料の見直しを検討することとします。

また、手数料については、国及び神奈川県による手数料の基準となる政令等に変更が生じた際にも見直しを検討することとします。

見直しを進めていくにあたっては、条例や規則の改正に加え、周知期間も必要となってくることから、十分な期間を確保することとします。

(5) 激変緩和措置の適用

本基準に基づいて、使用料等及び手数料を見直した際に、現行の使用料等及び手数料と著しく差が生じる場合や、近隣自治体における使用料等及び手数料との差が著しく大きくなることが考えられます。

市民生活への影響や近隣類似施設の状況を踏まえ、受益者の急激な負担増を抑制し、一定幅の値上げに収まるよう激変緩和措置を検討した上で、使用料等及び手数料を決定することとします。

ただし、激変緩和措置は使用料等及び手数料を改定してから原則3年以内に解除し、本来の使用料等及び手数料で運用することを検討します。

2 対象について

(1) 使用料等

原則として、本基準の対象は、すべての公の施設の利用に係る使用料等とします。

ただし、法令等により市が独自に使用料等を定めることができない、あるいは使用料等を徴収することが適切ではないと考えられる施設⁶及び独立採算を目指す施設⁷は、対象外とします。

(2) 手数料

地方自治法第 227 条の規定に基づき、茅ヶ崎市手数料条例で定める特定の者のためにする事務に対して徴収する料金は、すべて対象とします。

ただし、法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの⁸などは対象外とします。

⁶ 法令等により市が独自に使用料等を定めることができない、あるいは使用料等を徴収することが適切ではないと考えられる施設

- ・算定方法や受益者負担の基準が定められている施設…市営住宅など
- ・使用料等を徴収することができない施設…学校など

⁷ 独立採算を目指す施設

地方公営企業法が適用される事業に係る施設…下水道に係る施設、病院など

⁸ 法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの

- ・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料
- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付等に係る手数料

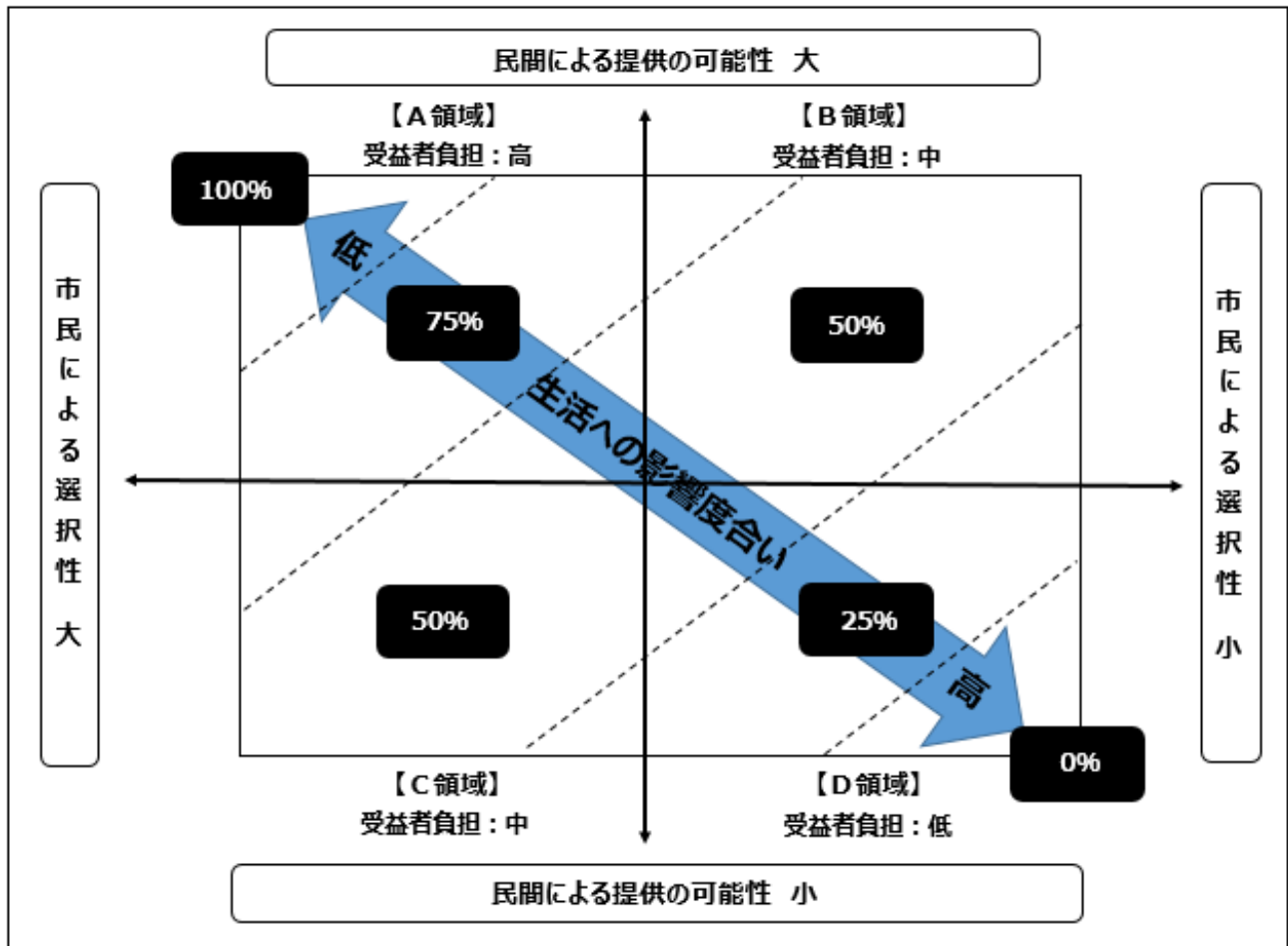
第2章 使用料等について

1 施設別負担割合について

それぞれの公の施設におけるサービスの提供内容に応じて、施設ごとに2段階で負担割合を判定します。(図1参照)

第1段階では、各施設を「民間による提供の可能性の大小」と「市民による選択性の大小」の2軸により、4つの領域に分類します。

【図1 施設別負担割合の判定イメージ】



第1段階で施設別負担割合を判定するにあたっての指標の考え方については、次のとおりです。

【表1 指標の考え方 (第1段階)】

| 要素 | 内容 |
|-------------|---|
| 民間による提供の可能性 | 民間によって提供されている、あるいは行政の提供だけでは供給が需要を下回っているものであるか |
| 市民による選択性 | 市民が意思や興味・関心に基づいて、利用を主体的に選択するものであるか |

【表2 各領域における施設別負担割合及びサービスの性質】

| 領 域 | 負担割合 | サービスの性質 |
|-----|---------------|--|
| A領域 | 受益者負担 50~100% | 民間により提供されているかつ民間による提供だけでニーズを賄うことができるサービスであり、利用者がそのサービスを利用するかどうか選択の余地が大きいもの |
| B領域 | 受益者負担 25~75% | 民間により提供されているかつ民間による提供だけでニーズを賄うことができるサービスであるが、利用者がそのサービスを利用することが必要不可欠であるもの |
| C領域 | 受益者負担 25~75% | 民間では提供されていない、または民間による提供はされているが、行政が運営しなければニーズを賄うことができないサービスであり、利用者がそのサービスを利用するかどうか選択の余地が大きいもの |
| D領域 | 受益者負担 0~50% | 民間では提供されていない、または民間による提供はされているが、行政が運営しなければニーズを賄うことができないサービスであり、利用者がそのサービスを利用することが必要不可欠であるもの |

上記の施設別負担割合では、各領域の中で受益者の負担割合に一定の幅があるため、第2段階として次の指標を用い、各施設の最終的な負担割合を決定するものとします。

【表3 指標の考え方（第2段階）】

| 要 素 | 内 容 |
|-----------|---------------------------------------|
| 生活への影響度合い | 施設が存在しないことで、日常生活や公衆衛生に甚大な影響を及ぼすものであるか |

2 算定方法について

(1) 算定方法

使用料等は、公の施設の利用形態に応じて、次の方法により算定します。なお、本算定方法については、標準的な方法を示したものであり、実際の使用料等の算定にあたっては、施設の実情などを考慮した方法により算定できることとします。

【専用利用…会議室など一定区画を一定時間専用して利用する場合】

$$\boxed{\text{使用料等}} = \boxed{\text{使用料等原価}} \times \boxed{\text{施設別負担割合}} \times \boxed{\text{利用面積}} \times \boxed{\text{利用時間}}$$

【個人利用…プールなど一定区画を専用せず個人で利用する場合】

$$\boxed{\text{使用料等}} = \boxed{\text{使用料等原価}} \times \boxed{\text{施設別負担割合}}$$

(2) 原価算定方法

使用料等を算定する際の基礎額となる使用料等原価は、後述する当該公の施設のランニングコストから、施設の利用形態に応じて、次の方法により算定します。

【専用利用…会議室など一定区画を一定時間専用して利用する場合】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{使用料等原価} \\ \text{(1 m}^2\text{あたりの時間単価)} \end{array}} = \boxed{\text{ランニングコスト}} \div \boxed{\text{延床面積}} \div \boxed{\text{年間開館時間}}$$

【個人利用…プールなど一定区画を専用せず個人で利用する場合】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{使用料等原価} \\ \text{(1人あたりの単価)} \end{array}} = \boxed{\text{ランニングコスト}} \div \boxed{\text{年間利用者数}}$$

※ ランニングコストは、使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値を使用します。

※ 年間利用者数は、使用料等改定予定年の直近3箇年の年間利用者数の平均値を使用します。

(3) 消費税及び端数処理について

ア 消費税及び地方消費税について

使用料等が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税対象となる場合、条例等に定める金額は消費税等を含んだ金額（税込価格）とします。

イ 算定における端数処理について

市民の利便性や料金取扱事務の効率性を考慮し、算定した使用料等の金額に対して端数処理を行うこととし、その取扱いは原則として次のとおりとします。

【使用料等における端数処理フロー】

- ① 算定した使用料等の金額の1円未満の端数を切り捨て…(A)
- ② 消費税等課税対象の場合は、(A)の金額に、消費税等を加算し、非課税の場合は(A)の金額を保持…(B)
- ③ (B)の金額が1,000円以上の場合は100円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が100円以上1,000円未満の場合は10円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が100円未満であるときは100円とします。

(4) 公の施設のランニングコストに算入する経費

公の施設のランニングコストの範囲については、次の表4のとおりです。それぞれの費用を積算し、使用料等原価へ算入することとします。

【表4 公の施設のランニングコストの範囲】

| 費用 | | 内容 |
|--|------------------------------------|---|
| 人件費 | 管理運営に携わる職員等の人件費 | |
| 需用費 | 消耗品費 | 事務用品などの消費的な物品の取得に要した費用及び修繕等に要した費用 ※ 修繕料は軽微なもの（100万円未満）のみ |
| | 燃料費 | |
| | 印刷製本費 | |
| | 修繕料 | |
| | 光熱水費 | 管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料 |
| 役務費 | 通信運搬料 | 郵便代・電話代など施設が受けたサービスの対価として要した費用 |
| | 広告料 | |
| | 手数料 | |
| | 筆耕翻訳料 | |
| | 各種保険料 | |
| 委託料 | 管理運営における外部委託に要した費用 | |
| 使用料及び賃借料 | その他、管理運営に要した費用 ※ 減価償却で計上するものは除く | |
| 原材料費 | | |
| 備品購入費 | | |
| ※ 上記の範囲に関わらず、施設の特性により積算の対象は変更します。 | | |
| ※ 上記費用に対し、国や県などから補助がある場合は、費用から控除して計算します。 | | |

3 留意事項について

(1) 曜日・時間帯別の料金設定

施設特性により、曜日や時間帯により混雑、あるいは閑散となる時期があります。混雑時には多数の利用があり、利用者が希望する日時に施設を利用できないといった事例もあることから、より多くの方が利用できるよう、利用の実態等を勘案した上で、曜日や時間帯によって使用料等に差を設けることができるものとしします。

(2) 近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡

使用料等の算定にあたっては、本基準を原則としつつも、近隣自治体や民間事業者が運営する同種施設との使用料等に著しい格差が生じる場合は、一定の調整を行うことができるものとしします。

(3) 市民以外が利用する場合の料金設定について

公の施設は、主に市民が利用に供することを目的として設置しており、イニシャルコストやランニングコストには市の財源が充てられています。

そのため、市外利用者及び団体⁹が利用する場合に、市民の利用が制限されることになると考えられる施設については、通常料金とは別に「市外料金」を設けることができるものとしします。

(4) 商用利用の場合の料金設定

金銭的利益が発生し得る事業等の開催を目的として利用することが想定される公の施設においては、通常料金とは別に「商用利用の場合の料金設定」ができるものとしします。

(5) その他

公の施設の使用料等の見直し（設定）は、使用料等を算定する基礎額となる使用料等原価に、施設のランニングコストが算入されることから、民間のノウハウの活用などをおして、効果的・効率的な運営により、低廉な使用料等とするための工夫を行います。

また、施設の利用率など、現状の施設の利用状況を十分把握した上で、休館日・開館時間・運営主体などの見直しを行うことだけでなく、提供するサービスの質を向上させることなどで、「使用料等に見合った魅力ある施設づくり」に努めます。

⁹ 市外利用者及び団体

市内利用者は、市内在住、在勤、在学のいずれかの条件を満たすものとしします。

市外利用者は、市内利用者以外の者としします。また、団体における市内利用者の区分については、団体の代表者及び団体を構成する半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとしします。

参考（算定方法の例）

① 専用利用（会議室等の一定区画を一定時間専用して利用する場合）

【例1】

- 次のような施設において、A会議室を1時間利用する場合の使用料等

| | A会議室 | B会議室 | 事務室 | 共用部 | 合計 |
|-------|------|------|-----|-----|-----|
| 面積（㎡） | 400 | 200 | 100 | 100 | 800 |

- ・ランニングコスト：6,000,000円（使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値）
- ・年間開館時間：2,500時間
- ・施設別負担割合：50%（受益者負担割合）
- ・現行の使用料等：500円（1時間あたり）
- ・激変緩和措置：なし

(a) 使用料等原価（1㎡あたりの時間原価）

$$= 6,000,000 \text{円} \div 800 \text{㎡} \div 2,500 \text{時間} = 3.0 \text{円}$$

(b) 使用料等 = 3.0円 × 50% × 400㎡ × 1時間 = 600円（改定使用料等）

この場合、(b)使用料等（600円）を新たな使用料等として適用します。

② 個人利用（一定区画を専用せず個人で利用する場合）

【例2】

- 個人利用の施設を利用する場合の使用料等

- ・ランニングコスト：10,000,000円（使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値）
- ・年間平均利用者数：5,000人（直近3箇年の年間利用者数の平均値）
- ・施設別負担割合：100%（受益者負担割合）
- ・現行の使用料等：300円（1回あたり）
- ・激変緩和措置：あり（現行使用料等の200%を上限とした場合）

(a) 使用料等原価（1人あたりの単価） = 10,000,000円 ÷ 5,000人 = 2,000円

(b) 使用料等 = 2,000円 × 100% = 2,000円

(c) 激変緩和措置 = 300円（現行の使用料等） × 2.0倍 = 600円（改定上限額 = 改定使用料等）

この場合、(b)及び(c)を比較した結果、(b)新たに算定した使用料等（2,000円）が(c)激変緩和措置による金額（600円）を上回ったため、(c)激変緩和措置を講じた金額を新たな使用料等として適用します。

第3章 手数料について

1 負担割合について

手数料は、必要に応じて特定の者のためにする事務により生じるという性質を鑑みて、原則として事務提供経費については、受益者負担割合を100%とします。

2 算定方法について

(1) 算定方法

手数料は、次の方法により算定します。なお、次に示す手数料の算定方法については、標準的な算定方法を示したものであり、実際の手数料の算定にあたっては、その事務性質などを考慮した方法により算定できることとします。

$$\boxed{\text{手数料}} = \boxed{\text{手数料原価}}$$

(2) 原価算定方法

手数料を算定する際の基礎額となる手数料原価は、次の方法により算定します。

$$\boxed{\text{手数料原価}} = \boxed{\text{事務提供経費}} \div \boxed{\text{事務処理件数}}$$

- ※ 事務提供経費は手数料改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値を使用します。
- ※ 事務処理件数は手数料改定予定年の直近3箇年の平均値を使用します。

(3) 消費税及び端数処理について

ア 消費税及び地方消費税について

手数料が消費税等の課税対象となる場合は、条例等に定める金額は消費税等を含んだ金額（税込価格）とします。

イ 手数料の算定における端数処理について

市民の利便性や料金取扱事務の効率性を考慮し、算定した手数料の金額に対して端数処理を行うこととし、その取扱いは原則として次のとおりとします。

【手数料における端数処理フロー】

- ① 算定した手数料の金額の1円未満の端数を切り捨て…(A)
- ② 消費税等課税対象の場合は、(A)の金額に、消費税等を加算し、非課税の場合は(A)の金額を保持…(B)
- ③ (B)の金額が1,000円以上の場合には100円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が100円以上1,000円未満の場合には10円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が100円未満であるときは100円とします。

(4) 事務提供経費に算入する経費

事務提供経費の範囲については、次の表5のとおりです。それぞれの費用を積算し、手数料原価へ算入することとします。

【表5 事務提供経費の範囲】

| 費用 | | 内容 |
|---|--|------------------------|
| 人件費 | 当該事務の提供に要する職員等の人件費 | |
| 需用費 | 消耗品費 | 事務用品などの消費的な物品の取得に要した費用 |
| | 印刷製本費 | |
| 役務費 | 通信運搬料 | 各種証明を発行するために要した費用 |
| | 広告料 | |
| | 手数料 | |
| | 筆耕翻訳料 | |
| 委託料 | 当該事務の提供のために全部又は一部を外部委託にした際に要した費用 | |
| 使用料及び賃借料 | その他、当該事務を提供するにあたり要した費用 ※ 減価償却で計上するものは除く | |
| 原材料費 | | |
| 備品購入費 | | |
| | | |
| ※ 上記の範囲に関わらず、事務の特性により積算の対象は変更します。 ※ 人件費を積算する際は、その事務に直接従事する職員の人件費だけでなく、間接的に事務に従事する職員（決裁を行う際に事務の確認を行う職員など）の人件費も計算することとします。 | | |

参考（算定方法の例）

【例】

- 次のような許認可事務の手数料
 - ・事務提供経費：1,000,000円（手数料改定予定年の直近3箇年に決算額の平均値）
 - ・処理件数：1,000件
 - ・現行の手数料：500円
 - ・激変緩和措置：あり（現行手数料の200%を上限とした場合）
 - (a) 手数料原価 = 1,000,000円 ÷ 1000件 = 1,000円（改定手数料）
 - (b) 激変緩和措置 = 500円（現行の手数料） × 2.0倍 = 1,000円（改定上限額）

この場合、(a)及び(b)を比較した結果、(a)手数料原価（1,000円） = (b)激変緩和措置を講じた金額(1,000円)となるため、(a)手数料原価を新たな手数料として適用します。

3 留意事項について

市税や戸籍、都市計画に関する書類等の各種証明書の発行は、出張所を含む市役所庁舎内に限られていましたが、現在では電子申請やキャッシュレス決済といったオンライン化を進め、来庁せずとも必要な書類が取得できる環境づくりに取り組んでいます。

加えて、マイナンバーカード等を利用することにより、コンビニエンスストアにて住民票などの一部証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を実施しており、さらなる利便性の向上を図っています。

今後も市民が来庁することなく、自宅などの身近な場所で行政手続きが完結でき、利便性の向上と事務効率化が図られるようにするための取組として必要に応じ、特定のサービスにおける手数料の額の調整をできることとします。

第4章 減額免除について

1 使用料等の減額免除について

公の施設における使用料等の減額や免除については、施設を利用する各種団体の支援や施設の利用促進などといった観点では一定の効果을上げています。一方で、施設を利用する方の多くが減額や免除となる制度では、受益者負担の原則と同様に施設を利用しない方との公平性が確保されないことから、使用料等の減額や免除に関しては真にやむを得ないものに限定する必要があります。

しかし、現在では使用料等を減額免除する理由が拡大的に解釈され、受益者層（施設の利用者層）の固定化を招いているとともに、減額や免除の対応が施設間において統一されていないといった課題があります。これらの現状及び課題を踏まえ、施設間でのバラつきをなくし、受益者負担の公平性・公正性を確保するため、全施設における統一的な減額免除に関する基準を原則、「市が主催または共催するとき」に限ります。

2 手数料の減額免除について

手数料の減額免除については、使用料等の減額免除同様に政策的な配慮に基づき実施するもの（＝受益者負担の原則の例外）であることから、減額免除に関しては真にやむを得ないものに限定する必要があります。

ただし、手数料の減額免除等に関する基準に関しては茅ヶ崎市手数料条例（平成 12 年 3 月 29 日茅ヶ崎市条例第 6 号）（以下「条例」という。）にて既に規定されていることから、手数料に関する減額免除に関しては、条例に基づくものとします。

手数料減額免除の見直しのタイミングについては、社会情勢の変化や近隣自治体との均衡を考慮した上で実施するものとします。

受益者負担適正化の基準

令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月発行 第1刷 〇〇部発行

発行 茅ヶ崎市 企画政策部行政改革推進課行政改革推進担当

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7122（直通）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

